平成２５年（フ）第４７３号
兵庫県姫路市飾東町夕陽ケ丘67番地市営唐端住宅１棟４号
債務者　淺田　明博
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４９号
兵庫県加古川市新神野２丁目20番２―702号
債務者　山下葉末恵
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第８４号
広島市佐伯区皆賀１丁目７番12―106号
債務者　松岡さとみ（旧姓河内）
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５１１号
滋賀県守山市勝部５丁目２番３―103号
債務者　北野　圭司
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０８号
兵庫県伊丹市千僧２丁目187番地　森田タウンハウス６号
債務者　小寺　瑞樹
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第３０９号
兵庫県伊丹市千僧２丁目187番地　森田タウンハウス６号
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
兵庫県宝塚市花屋敷つつじガ丘６番７号　スマート花屋敷301、前住所大阪市港区三先１丁目17番49―307号
債務者　谷端　加代（旧姓長町・衣笠）
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第７号
佐賀県唐津市浜玉町浜崎1073番地１　ラモヴェール２号、住民票上の住所佐賀県唐津市浜玉町浜崎1073番地１　ラモヴェール１号
債務者　濵口　晃輔
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第７６号
熊本市中央区大江６丁目23番６号　ムライチマンション味噌天神201
債務者　坂田龍二郎
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４号
福島県郡山市富田町字下双又14番地の99　レオネクストセジュールⅣ101号
債務者　加藤　弘司（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
群馬県みどり市笠懸町久宮258番地　清水第一ハイツ５号室
債務者　吉澤　雄次
1　決定年月日時　平成26年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第２号
和歌山県東牟婁郡太地町大字太地3676番地
債務者　村井　啓一
1　決定年月日時　平成26年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２６年（フ）第３３号
広島県福山市神辺町字箱田483番地２　菅波住宅Ａ
債務者　松井美知留
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第８号
山口県下関市一の宮本町２丁目３番36号　小林アパートＢ棟101号、前住所山口県下関市小月市原町７番２号
債務者　寺戸　義人
1　決定年月日時　平成26年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
福岡県嘉麻市漆生1317番地11　グループホームひばり、前住所福岡県飯塚市鶴三緒1438番地２
債務者　嶋田　若男
1　決定年月日時　平成26年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第７１号
熊本市南区江越１丁目14番20号
債務者　大前　和子
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６号
山口県周南市大字夜市2530番地の５プルミエソレイユ101号、前住所山口県周南市糀町１丁目３番地和光レジデンス徳山401号
債務者　小嶋　大輔
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
山口地方裁判所周南支部